

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「新秋田元気創造プラン」(秋田県デジタル田園都市国家構想総合戦略)及び男鹿市総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県(以下「県」という。)と共同して行う秋田県移住・就業支援事業において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県(以下「東京圏」という。)から本市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

当該移住支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領、法令等の定めるところのほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令

指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる)。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本国籍を有する者、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を逸脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (キ) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ 新しい地方経済・生活環境創生交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

秋田県における市町村や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、次の「関係人口に関する要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保に関する要件」のいずれかに該当すること。

ア 関係人口に関する要件

- (ア) 移住・関係人口に係る体験会や交流会に参加経験を有する者
- (イ) 本市のお試し移住体験に参加経験を有する者
- (ウ) 本市の移住活動支援事業補助金を利用したことがある者
- (エ) ナマハゲ伝導士の認定を受けた者
- (オ) 転入日の属する年度を含め過去3年度以内に男鹿市へのふるさと納税をしたことがある者
- (カ) 首都圏男鹿の会の会員又はその家族である者

イ 地域の担い手確保に関する要件

- (ア) 秋田県内で農林水産業に就業する者
- (イ) 秋田県内で家業等へ就業する者
- (ウ) 男鹿市内の事業所等に就業する者（国家公務員を除き地方公務員を含む）
- (エ) 男鹿市内で新たに事業を営む者（個人事業主を含む）
- (オ) 男鹿市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(5) 起業に関する要件

1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む二人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む二人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む二人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第6条 支援金の交付決定を受けた者は、申請から3か月以内に移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定による請求を受けたときは、受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式第5号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（再交付）（様式第6号）により、申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市は、定住及び就業状況を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告及び立入調査を求めることができる。

（就業状況等の異動届出）

第10条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた年度の翌年度から5年間において、その住所、就業先について異動があった場合は、就業状況等の異動届出（様式第7号）により市長に届出をしなければならない。

（返還請求）

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

2 前項により補助金の返還を請求するときは、様式第8号により行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年2月7日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 9 月 2 2 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 2 2 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

	交付申請書添付書類
全員共通	1 申請者の世帯全員の住民票 2 申請者の世帯全員の戸籍の附票（当該附票により東京23区に10年間のうち通算して5年以上居住していたことを証明できない場合は、前の戸籍の除附票等） 3 申請者の就業先の就業証明書（様式第2号） 4 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等） 5 世帯全員の市税に未納がないことを証する納税証明書 6 その他、条件確認のため市長が必要と認める書類
起業に伴う申請である場合	1 秋田県起業支援事業費補助金決定通知書の写し